



報道発表

平成27年6月25日
東京税関

関税法改正後の指定薬物の摘発件数149件

～東京税関における関税法改正後の指定薬物密輸入事犯の摘発状況～

関税法改正(※)以降、平成27年4月及び5月の東京税関における指定薬物密輸入事犯の摘発状況を次のとおりまとめた。

(※)関税法改正により『指定薬物』を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加
罰則：10年以下の懲役若しくは3千万円以下の罰金又は併科

東京税関における指定薬物摘発実績

		4月	5月	合計
国際郵便物	件数(件)	100	48	148
	押収量(g)	1,934	1,352	3,286
航空貨物	件数(件)	1	0	1
	押収量(g)	14	0	14
合計	件数(件)	101	48	149
	押収量(g)	1,948	1,352	3,300

注1) 数値は速報値

注2) 押収量は、重量未確定のものを含む推計値(液体は概算重量に換算して計上)

【指定薬物密輸入の特徴】

- ▶指定薬物は、「亜硝酸イソブチル」等を含有する液体が多くを占め(147件)、その他、原料と思料される「通称：b k-MDDMA」の粉末の摘発があった。
- ▶密輸入の形態は、国際郵便物が中国(香港含む)、航空貨物が米国からのものであった。
- ▶輸入者は、個人が多数であり、その多くは薬物乱用者が自己使用を目的として直接密輸している。



【注意喚起】

本年4月以降、指定薬物のみならず、麻薬である「4-ヒドロキシ酪酸(別名：GHB)」を含有する液体の密輸入も急速に増加しており、自己使用を目的とした個人の直接密輸の広がりが見られる。

- ▶中国仕出の国際郵便物が利用されている。
- ▶海外のインターネットサイトでは、『媚薬』として販売されている事例が見られるが、本製品は、上記「輸入してはならない貨物」にあたる『麻薬』である。

